

財務省告示第三百八十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年十月十五日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記	利付国庫債券（二年）（第二百六
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十
三	法律及びそ	十九年法律第二十三号）附則第七
四	の条項及び適	十三年法律第七十五号。以下
五	振替法の適	成十三法律第七十五号。以下
六	用等	「振替法」という。の規定の適
七	発行方法	用を受けるものとし、その振替
八	発行方法	機関は日本銀行とする。
九	株式会社	株式会社ゆうちょ銀行による引
十	受付け	額面金額で三千三百九十八億
十一	額面金額	三億四千二百七十
十二	最低額面金	五万円
十三	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十四	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金
十五	の整数倍の金額によるものと	の整数倍の金額によるものと
十六	する。	する。
十七	平成十九年十月十五日	平成十九年十月十五日
十八	額面金額百円につき百円四銭二	額面金額百円につき百円四銭二
十九	発行価格	発行価格
二十	発行行	発行行
二十一	利率	年〇・九パーセント

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額

十五 元利支

十六 払込期日

十七

平成二十年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年四月十五日及び十月十五日を、その期とし、各支払期において、利子を支払う。前六月間に属する

平成二十一年十月十五日

日本銀行

平成十九年十月十五日